

令和 8 年 度

自治会等 ハンドブック



白井市
SHIROI CITY

はじめに

自治会等は、地域を基盤とした人と人のつながりを築き、住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、より良い地域づくりを進めることを目的に活動しています。

私たちが生活する上で、ごみ置き場の設置や管理、地域のパトロール活動、災害時の助け合いなど、個人や家庭だけでは解決が難しく、地区の住民が力を合わせる必要があることも多々あります。

この手引きは、自治会・町会・区や管理組合など（以下、「自治会等」という）の役員の方などが、自治会等の活動や運営などについて知りたいときに参考にしてもらえよう作成したものです。



目 次

1 自治会等の運営に関する事	1
（1）自治会等とは	1
（2）自治会等の役割	1
（3）市内の自治会の状況	2
（4）自治会加入のメリット	2
（5）個人情報保護の取り扱い	3
（6）自治会の法人化（認可地縁団体）	3
（7）白井市自治連合会	4
（8）自治会等活動の活性化に向けて	5
2 自治会等活動の支援に関する事	7
（1）補助金等	7
（2）自治会等への貸出備品	8
（3）保険（市民活動保険制度）	9
（4）各センターの利用	10
3 自治会等に関係する市の各種事業に関する事	11
（1）自治会等から推薦する審議会等委員	11
（2）回覧板（行政連絡業務）	11
（3）自治会等長の個人情報の目的外利用	11
（4）その他連携・協働・協力事業	12
（5）協力・依頼事業	12
4 自治会等活動に関係する主な問い合わせ先一覧	14
5 よくある質問（Q & A）	16

1 自治会等の運営に関すること

(1) 自治会等とは

自治会等とは、市内の同じ地域に住む地縁に基づいて自主的に作られた団体です。

同じ地域に住む人々が親睦を深めるとともに、地域の福祉の向上などを図り、市などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めるための活動をしています。

(2) 自治会等の役割

自治会等が実際に行っている活動は、大きく次の4つに整理することができます。

生活の場をみんなでよくする活動

みんなで使うごみ集積所や公園、道路など自分たちの生活する地域をきれいにしたり、使いやすくしたりする活動

- ごみ集積所の清掃、資源物の回収、環境美化活動
- 集会所の整備、河川、道路清掃 など

交流の場、ふれあいの場づくりへの活動

地域住民同士の交流の場、ふれあいの場をつくるための活動

- 夏祭り、もちつき大会、クリスマス会、敬老会 など

地域課題の解決に向けた活動

防災・防犯や地域福祉など、知恵を出し合い協力し合って対処するための活動

- 防犯パトロール、防犯灯の維持管理などの防犯活動
- 自主防災組織などの防災活動 など

行政等と協力した活動

行政等と自治会等が情報を共有し、協力しながら行う活動

- 回覧配布、防災・防犯活動
- 地区社会福祉協議会と連携した活動 など

(3) 市内の自治会の状況

市内の自治会に関する基本的な情報は下表のとおりです。

項 目	数 値 (令和7年4月1日現在)
市内自治会数	97自治会
自治会加入世帯数	15,531世帯
自治会加入率	56.6%

(4) 自治会加入のメリット

単身者の方や若い世代の方などから「自治会に加入するメリットがわからない。」という声が聞かれます。

自治会が行っている防災・防犯活動などは、地域住民の安全・安心に寄与しているものであり、メリットを知ってもらい加入者が増えることで地域の活性化にもつながります。

〔自治会等加入のメリット〕

地域とのつながりが増え、安心感を得られる

自治会等の活動に参加し、地域の人と交流することで、災害時の助け合いや、日々の防犯につながり、安心して生活することにつながります。

地域の情報が得やすくなる

回覧板や地域の人からの情報提供により、必要な情報等をスムーズに受け取ることができます。

（５）個人情報保護の取り扱い

自治会等の非営利組織であっても、個人情報の保護に関する法律の対象となります。会員の個人情報を取得する際には、注意が必要です。

①個人情報とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。団体等は氏名と関連づけて、その人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全て、その人の個人情報に当たります。

②取り扱いのポイント

個人情報を何に使うか目的を決め、本人に伝える	・会員名簿等を作成する際は「自治会の情報を連絡するため」など、利用目的を決めましょう。 ・利用目的は、必ず相手に伝えましょう。
個人情報は、決めた目的以外には使わない	・決めた目的以外のことに、個人情報は利用しないようにしましょう。名簿等を配布する時は、会員にも目的以外のことに個人情報を使用しないよう周知しましょう。 ・目的以外のことに使用する場合は、本人の同意をとる必要があります。
取得した個人情報は安全に管理する	・パソコンで管理しているデータ等が流出しないようパスワードをかけるなどし、安全に管理しましょう。 ・紙の情報は鍵のかかる場所に保存しましょう。

（６）自治会の法人化（認可地縁団体）

自治会等が市の認可を受け、法人格を取得することができます。市から認可を受け、法人格を取得した自治会等を「認可地縁団体」といいます。

「認可地縁団体」となることで、自治会等の名義で集会所等の不動産登記が可能になります。詳しくは、『認可地縁団体の手引き』をご覧ください。

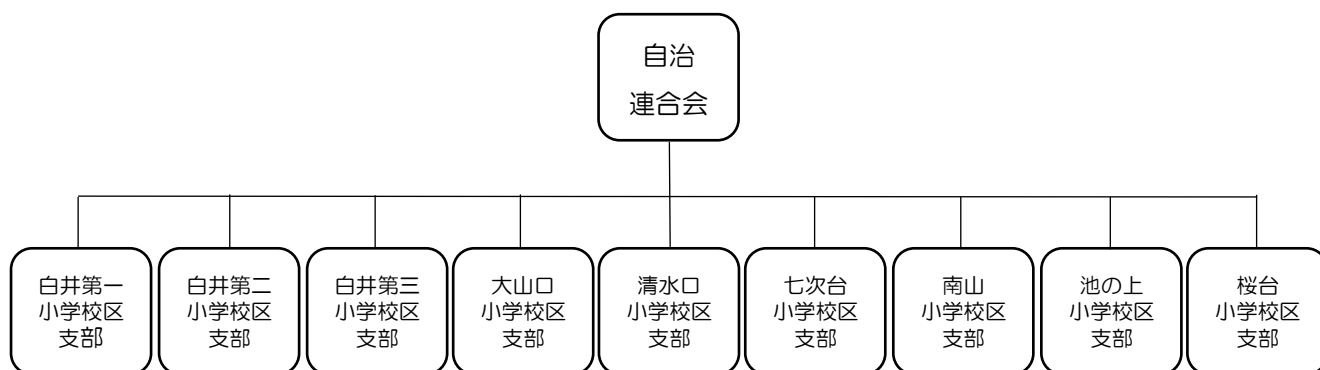


○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０７８）

(7) 白井市自治連合会

白井市自治連合会は、各地区相互の連絡調整と親睦を図り、共通の問題を研修協議し、住民意識の高揚と、地域社会の発展を図ることを目的とした組織です。

市内を9つの小学校区に分け、地区内の自治会・町会当の上部組織として設置され、自治会相互の連絡協調や支部活動として、防犯・防災対策や環境問題、お祭りなどの共助の広域コミュニティの構築などの取り組みを行っています。



①役員

自治連合会の役員は、小学校区を基準とした地域の自治会等の代表者から各1名を選出しており、会長は役員の内選により選出します。その他の役職は、会長が任命し、任期は1年です。

②活動分担金

各自治会等から自治連合会に支払う分担金があります。金額は下記のとおりです。

会員世帯数が30世帯未満の場合 年額2,000円

会員世帯数が30世帯以上の場合 年額3,000円

③小学校区支部

自治連合会では、地域コミュニティの構築と自治活動の活性化を目指し、小学校区を単位とした支部を設置しています。

市では、支部の活動に対し下記補助金の交付等を行っています。

地域まちづくり活動補助金

小学校区内の地域住民のコミュニティ組織の構築及び課題解決のための主体的なまちづくり活動を支援するため、小学校区支部に対し「地域まちづくり補助金」を交付しています。

詳しくは『地域まちづくり活動補助金の手引き』をご覧ください。



○問い合わせ：市民活動支援課（401-4078）

各センターの優先予約

各小学校区支部の会議等で市内センター等を利用する際、年2回（小学校区支部総会とイベントを想定）まで優先的に予約をすることができます。

○問い合わせ：利用を希望する各センター

(8) 自治会等活動の活性化に向けて

① 人づくり

自治会等活動を推進するための最大のポイントは、人づくりです。子どもから高齢者まで幅広い人が参加し、アイデアを出し合って企画・運営に当たる仕組みが必要です。また、会長などの役員については、活動が継続できるよう丁寧な引継ぎを行うことが必要です。



② 民主的な運営

多くの人が自治会等活動に参加するためには、多くの人の意見を聞き、参加したいと思う取り組みを実施することや、できる人ができることをやる仕組みが必要です。また、自治会等の運営に当たっては会則などのルールに基づき、民主的に運営することが望めます。



③ 活動のPR

自治会等の活動の取り組みや成果を広く周知し、住民から活動の必要性を理解してもらうことが大切です。掲示板やWeb、SNSなどを活用し、地域の情報を共有するための仕組みが必要です。



④ 時代のニーズに応じた対応

夏祭りや敬老会など、自治会等活動には地域ごとのやり方や伝統がありますが、その活動を「楽しい」と感じる人もいれば、「負担」と感じる人もいます。自治会等の運営は、その経過の中で習慣や仕組みができており、変更することが難しいものもあるかもしれません。その中でも、会員にとって加入していることの必要性が実感でき、誰もが安心して参加できる組織とすることが必要であり、時代の変化に応じた対応が求められています。



⑤ 外国人住民との共生

市には中国、スリランカ、ベトナムなど多様な地域の方々が生活しています。その中には、母国に自治会に当たる組織がないなどの理由から、自ら自治会に加入するという習慣がない場合もあります。

外国人住民が理解できる言語を用いてアプローチすることだけでなく、やさしい日本語でわかりやすく伝える工夫をすることや、日々のあいさつで関係性を築くことで、コミュニケーションがとれるようになることも多くあります。

外国人住民も日本人住民と同様に地域社会を支える担い手であり、一緒に活動することで、地域の一層の活性化や発展にもつながります。



⑥ 市民団体等との連携・協働

防災、防犯など複雑化・広域化している地域課題に対応するため、市民団体や関係機関と協力することも大切です。自治会等、市民団体、関係機関などが、それぞれ足りないところを補完し、連携・協働することで住みよい地域をつくることにつながります。



2 自治会等活動の支援に関すること

(1) 補助金等

①市民自治組織活動補助金（市）

市自治組織の健全な育成を図ることを目的として、自治会等が実施する活動に要した経費の一部を補助するものです。詳細はホームページをご覧ください。

※自治会等長個人への報酬ではありません。必ず、定例総会などで市から収入があったことを会員の皆さんへ報告してください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０７８）



②行政連絡業務交付金（市）

市政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、市からの配布、回覧等の連絡業務を自治会等に依頼しています。配布・回覧の回数に応じて「行政連絡業務交付金」を交付しています。自治会等に対し、市から行政連絡業務の依頼通知を送付します。

詳細はホームページをご覧ください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０７８）



③資源回収運動奨励金（市）

廃棄物の資源化に対する意識の向上を図ることを目的として、紙類、布類、ビン類、金属類の資源回収を行う自治会等の登録団体に対して、奨励金を交付しています。

「資源回収運動登録申込書」等を環境課へ提出してください。

○問い合わせ：環境課（４０１－５４２９）

④コミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター）

宝くじの普及広報事業の一環として、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に、地域の自治会等を含む市民自治組織が実施するコミュニティ活動に対し助成しています。

詳細は「コミュニティ助成事業 実施要綱」をご覧ください。

〔助成の概要〕

一般コミュニティ 助成事業	コミュニティ活動に直接必要な太鼓、テント、神輿、コミュニティ掲示板などの購入費の助成。	１００万から ２５０万円まで
コミュニティ センター助成事業	集会所等の建設整備費及びその付帯設備を対象とする大規模修繕費の助成。※認可地縁団体のみ対象	費用の３／５ ２０００万円上限

〔注意事項等〕

- 申請しても採択されない場合があります。
- 応募多数の場合、市で評価基準により選考します。
- 申請に当たっては、必ず市民活動支援課に相談してください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０７８）

（２）自治会等への貸出備品

①市の貸出物品

市では、地域のイベントを支援するため、下記の備品を無料で貸出ししています。

貸出物品名	サイズ等	数量
テント 横幕の貸出有	3.6m×5.4m	24 張
餅つき用具 (内訳) かまど かま せいろ すのこ ふた 餅つき機	別途コンロ必要 直径 29 cm 直径 29 cm 2～3 升に対応、つき専用	2 個 2 個 4 個 4 個 2 個 2 機
調理用鍋	直径 42 cm	2 個
子ども用神輿	担ぎ棒、麻紐、ゴム材附属	1 基
法被	返却時、要クリーニング	大人 14 枚 小人 20 枚

○申請受付：使用日の属する月の２ヶ月前の初日から使用日の７日前まで

○提出書類：コミュニティ備品借用願

○提出先：市民活動支援課窓口、電話（４０１－４０７８）

メール（shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp）



〔注意事項等〕

- 申請が重複した場合は、貸出数の調整等を協議します。
市民活動支援課窓口・電話・メールにて空き状況の確認ができます。
- 申請団体の団体内事業（参加者に制限がある事業）には貸出しません。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０７８）

②白井市自治連合会の貸出物品

自治連合会では、自治会等の活動を支援するため、自治連合会所属の自治会等に下記の備品を無料で貸出ししています。

貸出物品名	サイズ等	数量
臼		1 基
杵	大 小	2 本 1 本

○申請受付：使用日の属する月の2ヶ月前の初日から使用日の7日前まで

○提出書類：白井市自治連合備品借用申請書

○提出先：市民活動支援課窓口、電話（401-4078）

メール（shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp）

〔注意事項等〕

●申請が重複した場合は、貸出数の調整等を協議します。

市民活動支援課窓口・電話・メールにて空き状況の確認ができます。

●申請団体の団体内事業（参加者に制限がある事業）には貸出しません。

○問い合わせ：市民活動支援課（401-4078）

（3）保険（市民活動保険制度）

市では、市民活動中に生じた事故、損害などを補償する保険制度を導入しています。

保険の対象となる活動	保険の対象とならない活動
・活動拠点が市内であること ・構成員が5人以上の団体であること ・構成員の過半数が市内在住・在勤または在学であること ・広く市民や地域、社会のために行われる公益的な活動 ・無報酬で行う活動 （交通費などの実費は報酬に含まない） ・自主的かつ計画的に行う活動	・宗教、政治、営利を目的とした活動 ・学校の管理課（PTA 活動）における活動 ・会員のみを対象とした親睦目的のスポーツ活動やサークル活動 ・自然災害や危険を伴うことがあらかじめわかっている活動 ・日本国外の活動 など

〔注意事項等〕

●市が所有、使用、管理する施設・物品等に対する損害賠償責任事故は対象外です。

●保険の対象は市民活動を実施している人であり、参加者・来場者は保険の対象外です。

●本保険制度は、市民活動の全ての事故を対象とするものではありません。活動内容等により民間の行事保険等への加入をお勧めします。

●事故発生後は速やかに市民活動支援課に連絡してください。

●申込みや登録などの手続きは不要です。

●掛け金は市が負担します。



○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０７８）

（４）各センターの利用

各自治会等の会議で市内センター等を利用する際、年１回に限り、優先予約を行うことができます。詳細は、利用を希望するセンター等にお問合せください。

3 自治会等に関係する市の各種事業に関すること

(1) 自治会等から推薦する審議会等委員

名称	活動内容	担当課
生活環境指導員	・ごみ集積所の美化推進と維持活動 ・排出指導表の作成・提出 ・不法投棄への対応	環境課 きれいなまちづくり係 (401-5429)
防犯指導員	・犯罪・防犯情報の把握・発信 ・地域の防犯活動の推進 (防犯パトロールの実施ほか) ・防犯に関する研修・情報交換会への参加	市民活動支援課 市民安全班 (401-4081)
投票管理者及び 投票立会人候補者	・投票事務の管理執行(投票管理者) ・投票所の投票立会人(投票立会人)	総務課 選挙管理委員会 (401-5974)
民生委員/ 児童委員	・一人暮らし高齢者や障害のある方、子どもなど支援が必要な方の見守り ・生活や福祉に関する相談対応、相談内容に応じた関係機関へのつなぎ役	社会福祉課 厚生係 (497-3482)

(2) 回覧板(行政連絡業務)

市政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、市からの配布、回覧等の連絡業務を自治会等に依頼しています。

毎月第2金曜日(祝日等により日程が変更となることがあります。)に配布・回覧物を郵便で自治会等長宅、管理組合事務所、担当役員宅へ届けます。自治会等に対し、市から行政連絡業務の依頼通知を送付しますので、担当者等を報告してください。

(3) 自治会等長の個人情報の目的外利用

自治会等長の個人情報(氏名・住所・電話番号)については、公益的な業務に利用させていただく場合があります。市から個人情報の提供を依頼しますので、承諾をお願いします。

〔自治会等長の個人情報を利用する業務の例〕

- 市・県・国等が公益的な目的で利用するため
- 自治会等加入に関して自治会等長の連絡先を問い合わせがあったため
- 事業者等が自治会等区域内の不動産売買において入居者に自治会等の説明を行うため
- 事業者等が当該自治会等の区域内で建築物の建設、または公共的な工事などを行う際に自治会等に説明を実施するため

(4) その他連携・協働・協力事業

①小学校区まちづくり協議会との連携・協働

●小学校区まちづくり協議会とは

小学校区まちづくり協議会は、地域の団体や市民の皆さんが主役となり、互いに協力・連携し、地域の課題解決や魅力づくりに取り組む組織です。

〔小学校区まちづくり協議会設立小学校区〕

- ・白井第二小学校区（令和4年1月15日設立）
- ・白井第三小学校区（令和4年2月6日設立）
- ・大山口小学校区（令和4年2月27日設立）
- ・南山小学校区（令和6年12月15日設立）
- ・清水口小学校区（令和7年5月設立準備会を設立）

●各小学校区まちづくり協議会の取り組み例

各小学校区まちづくり協議会では、地域の防災訓練やお祭り、親子イベントや認知症見守り訓練など、地域に沿った様々な活動を自治会等と連携し開催しています。

○問い合わせ：市民活動支援課（401－4078）

②ごみゼロ運動

●ごみゼロ運動とは

地域環境美化の推進のため、地域のごみ拾いを通して、一人ひとりの環境美化に対する意識向上を図り、清潔で快適な生活環境の実現を目指す運動です。

●開催日程・会場等

開催日：令和8年5月31日（日）

実施場所：市内道路周辺など

○問い合わせ：環境課（401－5429）

(5) 協力・依頼事業

①緑の募金

●緑の募金運動とは

緑の募金運動は、「緑の募金法」（正式名称「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」）に基づき実施され、地域の緑化推進事業などに使われています。

●運動期間

4月15日～5月31日

○問い合わせ：産業振興課（401－4631）

②赤い羽根共同募金

●赤い羽根募金運動とは

赤い羽根共同募金運動は、地域ごとの使い道や集める額を事前に決めて募金をお願いする「計画募金」で、募金は地元の社会福祉協議会へ配分され、災害対策費や民間の社会福祉施設等への助成に使われています。

●運動期間

10月1日～3月31日

○問い合わせ：(福) 社会福祉協議会（４９２－５７１３）

③社会福祉協議会会員募集（社協会員募集）

●社協会員とは

社会福祉協議会（社協）は、市民の皆さんや法人、各種福祉団体等が会員となって構成される団体です。

会費を納入することで、会員加入の意思表示となり、各種相談事業や福祉サービス、ボランティア育成をはじめ、地区社会福祉協議会への活動支援を通じて地域における様々な福祉の課題に取り組む事業を実施するために使われています。

●社協会員募集期間

毎年10～3月を「社協会員募集月間」とし、社協会員を募集しています。

○問い合わせ：(福) 社会福祉協議会（４９２－５７１３）

④日本赤十字社活動資金の協力

●日本赤十字社活動資金の協力

日本赤十字社は“人間のいのちと健康、尊厳を守る”ことを基本的な使命として、人道的活動を行っている団体です。国際救援活動のほか、献血活動、災害救護活動、医療活動、救急法などの講習普及事業等に使われています。

●協力依頼期間

6月中旬～8月中旬

○問い合わせ：社会福祉課（４９７－３４８２）

⑤チャリティーバザーへの募品協力

●目 的

白井ふるさとまつりの会場において、「福祉のまちづくり」の資金作りを目的としたチャリティーバザーを開催します。このバザーは、住民の皆さまの善意による寄贈品を販売し、その売上金を福祉活動資金に充当するものです。

●募品募集期間

10月上旬～中旬

○問い合わせ：(福) 社会福祉協議会（４９２－５７１３）

4 自治会等活動に関係する主な問い合わせ先一覧

自治会等活動の中でお困りのことなどがありましたら、下記の一覧を参考に、お気軽にお問合せください。

問い合わせ内容		関係・担当課	電話番号
1	自治会等活動全般の相談に関する事	市民活動支援課 市民活動支援係	401-4078
2	自治会等への補助金に関する事		
3	白井市自治連合会に関する事		
4	ごみゼロ運動に関する事	環境課 きれいなまちづくり係	401-5429
5	生活環境指導員に関する事		
6	一般廃棄物に関する事		
7	防犯指導員に関する事	市民活動支援課 市民安全班	401-4081
8	防犯パトロールに関する事		
9	防犯灯に関する事	道路課 管理用地係	401-5147
10	防災訓練に関する事	危機管理課 危機管理係	401-4650
11	白井市表彰に関する事	秘書課 秘書班	401-7240
12	市長との懇談に関する事	秘書課 広聴広報係	401-6913
13	広報しろいに関する事	秘書課 広聴広報係	401-6913
14	なほ行政講座に関する事	企画政策課 企画政策係	401-5998
15	統計調査に関する事		
16	国・県の事務に関する相談（行政相談）	総務課 行政係	401-5974
17	選挙（投票立会人）に関する事		
18	民生委員・児童委員に関する事	社会福祉課 厚生係	497-3482
19	高齢者の見守りに関する事	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	497-3484
20	健康に関する事	健康課	497-3494
21	公園の管理・利用に関する事	都市計画課 公園緑地係	401-4691
22	市所有地の貸借に関する事	財政課 管財係	401-6243
23	ふるさとまつりに関する事	産業振興課 商工振興係	401-4641
24	道路の使用承認に関する事	道路課 管理用地係	401-5147
25	神輿、臼・杵、テントの貸出に関する事	市民活動支援課 市民活動支援係	401-4078
26	なし坊の着ぐるみの貸出に関する事	秘書課 広聴広報係	401-6913
27	わなげ等の遊具の貸出に関する事	生涯学習課 スポーツ振興係	401-8953
28	視聴覚備品の貸出に関する事	生涯学習課 社会教育係	401-8942
29	文化会館の利用に関する事	文化センター 会館班	492-1121
30	緑の募金に関する事	産業振興課 農政係	401-4631
31	日本赤十字社活動資金に関する事	社会福祉課 厚生係	497-3482

32	赤い羽根共同募金に関する事	社会福祉協議会	492-5713
33	社協会員募集に関する事	社会福祉協議会	492-5713
34	チャリティーバザーに関する事	社会福祉協議会	492-5713

5 よくある質問（Q & A）

Q 自治会等への加入を促す良い方法がありますか。

A 引っ越してきた人が、自治会等に参加しないケースも増えており、多くの自治会等で加入者を増やすことが課題となっているようです。

災害時における地域住民間の協力の必要性や、若い世帯や子どもがいる世帯が楽しめるイベントの開催など、自治会等の活動のメリットを伝えることが必要です。

普段から挨拶する、外国人の方にはやさしい日本語で自治会等の活動をPRする、自治会等に参加していない人の活動への参加も歓迎するなど、地域住民として受け入れる姿勢が大切ではないでしょうか。

市では、自治会等への加入を支援するために、やさしい日本語や英語も含め、自治会活動をPRするためのチラシを作成していますので、必要に応じてご活用ください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）



Q 自治会等長は男性が多いようですが、男性の方が良いのでしょうか。

A 自治会等長に性別による向き、不向きはありません。市では、意思決定分野への女性の参画を推進しており、女性の参画により、多様な視点と経験を自治会等活動に反映されることが期待されます。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 市からの回覧、配布物は、どの範囲まで配布すればよいですか。

A 市からの回覧物等の配布は、市からの情報を広くお知らせするためにも、会員世帯への配布の他、会員外世帯への配布についてもご協力をお願いします。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 民間の福祉団体などから寄付や物資の配布を直接依頼された場合、どのように対応したらよいですか。

A 各自治会等の判断となりますので、各自治会等で対応を決定してください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 自治会等会費からまとめて募金を行うことはできますか。

A 緑の募金、赤い羽根募金等の募金は、それぞれの趣旨に賛同する個人が自由に行うもので、自治会等会員が自由に金額を決めて募金し、自治会等にはその取りまとめをお願いしているところです。

自治会等会費からまとめて募金を行う場合には、総会等の場で会員の総意で決めていただくとともに、決定した方法については、会員に周知し理解を得るなどの対応が必要です。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 自治会等に対して、回覧等による署名活動を依頼された場合は、どのように対応したらよいですか。

A 署名は個人の意思を尊重し行われるものとなりますので、団体等が強要・強制して求めることはできません。回覧等をする場合には、この点に注意してください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 回覧板の台紙が壊れたら、新しいものはもらえますか。

A 回覧板は市が無料で配布しています。必要な場合には、市民活動支援課へご連絡ください。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 自治会等で資料を印刷したい時に、利用できるコピー機はありますか。

A 各センターの印刷機が有料で使用できます。詳しくは、お近くのセンターでお尋ねください。

○問い合わせ：各センター

Q 自治会等の所有する土地・建物を自治会等の名義で登記することはできますか。

A 自治会等が認可地縁団体（P 3 参照）となることで、法人格を取得できるため、自治会等の名義で登記することができるようになります。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１-４０７８）

Q 自治会等で講座等を開催したいと考えていますが、講師等を探す良い方法がありますか。

A 市では、職員が皆さんのところに直接お伺いして、身近な問題について、市の取り組みや制度を分かりやすく説明する「なるほど行政講座」を実施しています。

■対象：市内在住・在勤・在学する者など3人以上のグループ

■講座内容：行政、市民参加、保険、福祉、保健・医療、消費、農業、環境、都市、公共交通、防災・防犯、教育など

■人数：概ね10人以上の団体

■申込方法：開催日の20日前までに市公式LINE・直接各講座の担当まで電話にて連絡

■その他：会場の手配や住民への周知は自治会等で行う必要あり
詳細はホームページをご覧ください。



○問い合わせ：企画政策課（401-5998）

Q 市長と地区の課題等について、気軽に話し合う機会を設けることはできますか。

A 市では、地区の課題等について、市長と直接意見交換ができる「ミニ懇談会」を常時受け付けています。

■対象：市内在住・在勤・在学する者など中学生以上の市民で構成される5人以上のグループ

■テーマ：市の施策・事業に関するもの

■時間：60分程度

■会場：市役所会議室など

■申込方法：秘書課へ電話又はメールで連絡

○問い合わせ：秘書課（401-6913）

Q 市が管理する公園を自治会等に管理委託する制度はありますか。

A 市では、原則3人以上で構成され、管理作業を継続的に実施できる団体等に委託する制度を設けています。

○問い合わせ：都市計画課（401-4691）

Q 自治会等内にある空き家に関して、相談できる場所がありますか。

A 空き家に関する法律では、空き家の所有者（管理者）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるものとされています。

市では、空き家の適切な管理を促すため、啓発チラシの配布やホームページへの掲載による啓発に努めています。

○空き家の所有者及び近隣住民からの相談窓口・問い合わせ

○問い合わせ：建築宅地課（４０１-４６７５）

Q 自治会等として定期的にごみ拾いなどの環境美化活動を実施したいのですが、支援制度はありますか。

A 市では自主的な地域の環境美化活動を”まちピカ大作戦”と称し、実施を申請していただいた団体には、ごみ袋等を提供しています。

また、継続的・定期的に道路や公園などの環境美化活動を推進する団体を支援するアダプトプログラムという制度もあります。

○問い合わせ：環境課（４０１-５４２９）

Q ごみ集積所の設置（移設）をする時の手続きはありますか。

A ごみ集積所の設置（移設）をする際には、使用開始の１０日前までに環境課へ申請してください。

ごみ集積所の維持管理は、ごみ集積所の利用者をお願いしています。地域の皆さんで設置場所や清掃当番などの維持管理について、話し合った上で決定してください。

○問い合わせ：環境課（４０１-５４２９）

Q 防犯や防災などに関する情報を得ることができるサービスはありますか。

A 市や県では、警察から提供された不審者情報、災害発生情報など市民生活に役立つ情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを行っています。

メールの受信には、設定が必要です。また、登録は無料ですが、登録や配信に要する通信費等の費用は、利用者負担となります。

■しろいメール配信サービス

市からののお知らせや災害・気象・防犯・健康等に関する情報を受け取ることができます。

○問い合わせ：行政経営推進課（４０１-５２２０）

■ちば防災メール

千葉県の大雨・洪水などの気象警報・注意報の発令と解除や、地震・土砂災害・県からののお知らせ等の情報を受け取ることができます。

○問い合わせ：危機管理課（４０１-４６５０）

Q 自主防災組織を設立するには、どのような手続きが必要ですか。

A 「自主防災組織」は、地域に住む皆さんが互いに協力しあい、地域全体の安全を守るための組織です。自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位とした自主的な防災活動を目的し、概ね３０世帯以上で結成される団体です。設立に当たっては、自主防災組織設立届出書や組織の規約等の提出が必要です。

○問い合わせ：危機管理課（４０１-４６５０）

Q 自主防災組織で防災資機材を購入する場合の助成はありますか。

A 自主防災組織の申請に基づき審査を行い、千葉県の補助事業として採択された場合、設立時の１回に限り防災機材を交付しています。また、自主防災組織に防災資機材を格納する施設がない場合は、格納庫も対象としています。

○問い合わせ：危機管理課（４０１-４６５０）

Q 自治会等での自主防災活動は、どのようなことをしたら良いのですか。

A 自主防災組織の活動については、防災訓練の実施や、資機材の整備等を行い、地域住民の防災意識の高揚を図ることが大切です。

訓練の実施等については、危機管理課又は管轄区域の消防署にご相談ください。

○問い合わせ：危機管理課（４０１-４６５０）

Q 防犯灯を自治会等で設置したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 防犯灯の設置についての要望は、自治会等ごとに受け付けています。市ホームページに掲載している『防犯灯の新設について』の様式に必要事項を記入のうえ、11月末までに道路課へ提出してください。提出いただいた要望をもとに、設置の可否及び時期等について検討を行います。

※設置については、要望にお応えできない場合もありますので、ご了承ください。



○問い合わせ：道路課（４０１－５１４７）

Q 自治会等で防犯カメラを設置する際の補助はありますか。

A 市では、地域の防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置する自治会等及び商店街組合等に対して、予算の範囲内において設置費用の一部を補助しています。

補助対象団体は、以下の要件をすべて満たしていることが条件です。

- ①自主的な防犯活動を行うパトロール隊が組織されている。
- ②補助金交付申請時に、地域における１年以上の継続した自主的な防犯活動の実績があり、かつ、今後の活動が見込まれること。
- ③白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠すること。
- ④補助金の交付申請を行った年度内に防犯カメラの設置を完了すること。
- ⑤防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- ⑥防犯カメラの設置について、国や県又は市から補助金の交付を受けていないこと。

この事業は、「事前協議制」のため、交付申請年度の前年度の８月末までに事前協議を行う必要があります。

すでに設置している防犯カメラは、補助対象となりません。

○問い合わせ：市民活動支援課（４０１－４０８１）